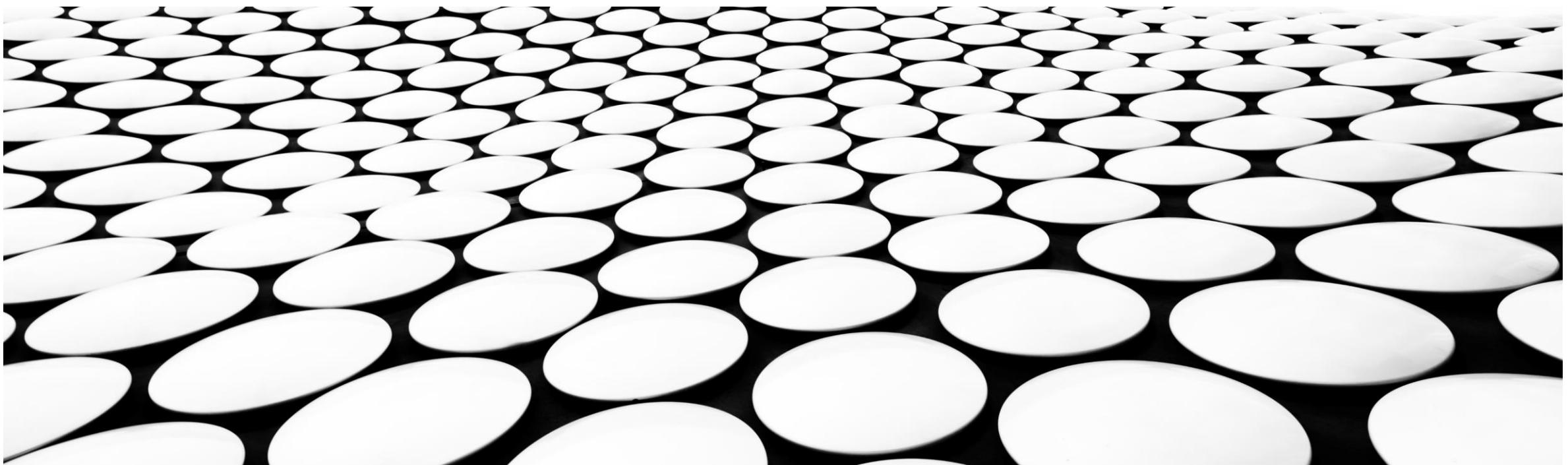


一般社団法人 建設労働保全機構

INSTITUTION OF CONSTRUCTION LABOR FOR CONSERVATION (ICLC)



一般社団法人
建設労働保全機構



設立の目的

当法人は建設事業に関する技術や安全の向上及び経営の合理化を推進して建設業界の健全な発展を図り、公共の福祉の増進に寄与することを目的として次の事業を行う

- ・労働安全衛生に関する研修、指導、教育
- ・業務改善に関する企画、経営支援
- ・雇用管理、人材採用に関する情報提供
- ・技術評価及び事業性評価業務
- ・各号に付帯する一切の業務



一般社団法人 建設労働保全機構

業務内容①

建設業に関する資格取得のための講習

安衛法により建設現場に従事するほとんどの人が何かしらの資格（講習）を必要とします。

その資格や講習は安衛法や安衛則の改定により年々変化します。

労働災害の多い建設業はその動きが顕著にあらわれる傾向にあります。

例えば

2019年2月安衛則の改正により2M以上の高所で作業する者は安全帯（胴ベルト型）に代わり、フルハーネスの着用が義務付けられ、特別教育の受講が必須となりました。

2015年7月は従来、足場の組立や解体において作業主任者が技能講習の資格を持っていることが必要でしたが、安衛則の改正により足場で作業する者、足場の組立や解体に従事する者は特別講習が必要となりました。



一般社団法人 建設労働保全機構

業務内容①

建設業に関する資格取得のための講習

当法人では主に特別講習の実施をいたします。

- ・フルハーネス特別教育
- ・有機溶剤業務従事者特別教育
- ・酸欠硫化水素特別教育
- ・足場の組立等の業務従事者特別教育
- ・自由研削砥石特別教育
- ・低圧電気特別教育
- ・高所作業車特別教育
- ・新規入場者教育
- ・その他特別教育や技能講習も随時開催予定

小規模開催やオンライン、出張講習などの対応予定



一般社団法人 建設労働保全機構

業務内容②

建設キャリアアップシステム認定アドバイザーの派遣

現在、国交省が主導し、進められているのがCCUS（建設キャリアアップシステム）です。

・事業者登録→技能者登録→現場登録

技能者が現場入場の都度、IDを現場でかざすと

経験の数値化、資格等の一元化、建退共の印紙自動交付などがおこなえるようになるシステムです。

現在は導入の推進時期であり、認定アドバイザーになると企業からの依頼でCCUS導入までの

フォローを行います



一般社団法人 建設労働保全機構

業務内容③

各種評価、認定業務

各事業場の作業環境（労働環境）を評価

材料や工法が労働作業環境の改善または保全に値するかどうかの評価

労働環境の安全性に特化した独自の評価基準にて認定する

対象：メーカー、ゼネコン、ハウスメーカー、建設事業主



一般社団法人 建設労働保全機構

業務内容④

業務に関する各種相談

新規法人設立に関する相談

建設業許可申請相談

会計・税務・確定申告などの相談

事務所・詰所・倉庫・社宅寮などの手配、不動産の購入等に関する相談



一般社団法人 建設労働保全機構

法人概要

法人名：一般社団法人 建設労働保全機構

本店：千葉県浦安市北栄四丁目19番14号406

電話：047-712-6667

トﾞメイ： www.iclc.or.jp

設立：令和3年4月23日

理事：栗原真（代表）、坂田隆行（税理士）、大川洋（司法書士）

業務提携：行政書士、社会保険労務士、建築士、宅地建物取引主任者、施工管理技士



一般社団法人 建設労働保全機構